

令和6年度第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会

日時： 令和6年11月12日（火）13:15～14:45

場所： 盛岡地区合同庁舎8階 講堂A

次 第

1 開 会

2 議 題

次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」中間案について

3 その他

4 閉 会

令和6年度第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会 出席者名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	欠席
子ども・子育て支援事業者	保育	日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
	教育	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	
その他知事が必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長	松原 弘明	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援室	室長	前川 貴美子
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		主任主査	目時 麻由
		主査	村木 美保
		主任	菅崎 裕平
		主事	樋沢 有途

【関係室課】

部局名	課室名	職名	氏名
ふるさと振興部	学事振興課	主査	山崎 仁嗣
環境生活部	若者女性協働推進室	特命課長	平野 朋子
保健福祉部	健康国保課	主査	岡本 正彦
保健福祉部	障がい保健福祉課	主査	西村 真樹
商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	主事	菊池 映美
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	吉田 澄江

■ 第1回支援計画部会及び第2回岩手県子ども・子育て会議における意見等への対応状況

該当項目		発言要旨		対応状況
全体	部会	公的サービスにかかる計画だが、民間の取組を含めた全体像を示したうえで、公的サービスを記載する方法もあるのではないか。	全体像は次期「いわて子どもプラン」案に盛り込みます。	
2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期				
	部会	保育所等や放課後児童クラブにおける待機児童の有無に伴う地域間格差が生じているが、この計画の中でどのような形で調整を行うのか。	各市町村が確保すべき支援の提供量を定めるととされており、県では施設整備や保育士確保対策を通じて、市町村を支援していきます。	
3 放課後児童対策の推進				
	部会	教育・保育施設の定員割れが加速する中、幼保小連携の観点からも連携がとりやすい保育所等を活用した放課後の居場所づくりも必要ではないか。	放課後児童クラブ以外の放課後の居場所づくりについては、次期「いわて子どもプラン」に基づき、市町村の取組を支援していきます。	
4 認定子ども園の普及				
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え及びその推進方策	部会	業務継続計画及び虐待等にかかる記載に、放課後児童クラブも対象として含めていただきたい。	計画案に盛り込みます。	
(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	部会	幼保小連携について、行政側から意識付けをしていただきたい。	計画案に盛り込みます。	
6 実施者・従事者の確保及び資質向上				
	子ども・子育て会議	学校以外に学童で過ごす時間が長くなっていて、学童サービスの充実を図っていくこともあると思うので、学童の中での子どものケアも必要ではないかと思う。	放課後児童クラブ従事者を対象とした研修の中で、対応力の向上を図っていきます。	
7 専門的な知識・技術を要する支援				
(5) 障がい児施策の充実等	子ども・子育て会議	医療的ケア児は全体的に人数は少ないが、最近では保育園に入園できるようになってきているので、そういったところも網羅できるように内容が盛り込まれればいいと思う。	保育所、認定子ども園等における医療的ケア児の受入体制整備について、計画案に盛り込みます。	
10 職業生活と家庭生活の両立				
	部会	「仕事と子育ての両立のための基盤整備」の記載内容は保護者の目線の施策のようだが、子どもの意見を踏まえた施策は盛り込んでいくのか。	次期「いわて子どもプラン」策定過程において、子ども等の意見聴取を行い、プランに反映していきます。	

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画中間案 新旧対照表

資料No.2

項目		中間案		見直しの理由
4 認定子ども園の普及				
(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)				
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方やびその推進方策	イ 推進方策	<p>また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であります。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や<u>幼児教育センターの体制整備</u>、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設が感染症や非常災害の発生時にあって、利用者に対する支援を継続的に実施するための計画の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。 特定教育・保育施設における子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。 	<p>質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であります。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や<u>幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の強化</u>、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設及び<u>放課後児童クラブ</u>が感染症や非常災害の発生時にあって、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。 特定教育・保育施設及び<u>放課後児童クラブ</u>における子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。 	<p>岩手県教育振興計画 (2024～2028) に基づく文言修正</p> <p>支援計画部会委員からの意見反映 (放課後児童クラブを対象に追加)</p>
(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	イ 認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策	<p>いわゆる幼児教育センターによる幼児小の架け橋期の力</p> <p>リキウム開発・実施や各種研修会・会議における好事例の情報共有等を通じ、就学前の子どもに対する教育・保育と小学校教育の接続を推進します。</p>	<p>いわゆる幼児教育センターによる幼児小の架け橋期の力</p> <p>リキウム開発・実施や各種研修会・会議における好事例の情報共有等を通じ、就学前の子どもに対する教育・保育と小学校教育の接続を推進します。</p>	<p>支援計画部会委員からの意見を反映 (幼児小接続の意識付け)</p>
7 専門的な知識・技術を要する支援				
(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)				
(5) 障がい児施策の充実等		<p>医療的ケア児について、保育所や認定子ども園等における受入体制整備や市町村におけるガイドラインの策定にかかる情報提供等を通じて、<u>保育を行う体制の拡充が図られるよう支援します。</u></p>	<p>医療的ケア児について、保育所や認定子ども園等における受入体制整備や市町村におけるガイドラインの策定にかかる情報提供等を通じて、<u>保育を行う体制の拡充が図られるよう支援します。</u></p>	<p>岩手県子ども・子育て会議における委員意見反映 (医療的ケア児の保育)</p>

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画
中間案
(2025~2029)

令和 年 月

岩 手 県

目 次

計画策定の趣旨	1
1 区域の設定	1
2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期	2
3 放課後児童対策の推進	2
4 認定こども園の普及	3
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	5
6 実施者・従事者の確保及び資質向上	6
7 専門的な知識・技術を要する支援	7
8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	8
9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	9
10 職業生活と家庭生活の両立	9
11 計画期間	10
12 計画の点検及び評価	10
別表 1－1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（県全域）	12
別表 1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（各区域）	13
別表 2 放課後児童クラブの量の見込み並びに提供体制の確保の内容	46
別表 3 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期	55

計画策定の趣旨

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 62 条第 1 項の規定により策定する都道府県計画です。

本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成 27 年岩手県条例第 30 号）第 3 条の基本理念を基本的な考え方とします。

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

(2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を 1 区域とします。したがって、全体で 33 区域となります。

(3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

2 各年度の教育・保育の量の見込と提供体制、実施時期

(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

- ・ 各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表 1-1 及び別表 1-2 の「量の見込」欄のとおりとします。
- ・ 幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表 1-1 及び別表 1-2 の「確保の内容」欄のとおりとします。

3 放課後児童対策の推進

(放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期)

(1) 各年度における放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

各年度における県全域及び設定区域ごとの放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表 2 のとおりとします。

(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策

放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、放課後児童支援員の確保を図るため認定資格研修の実施に取り組みます。

(3) 福祉部局と教育委員会の連携

小学校・義務教育学校区内における放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。

4 認定こども園の普及

(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)

(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表3のとおりとします。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ・ 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。
- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対し、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。
- ・ 中でも、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての一つの認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

本県においては、これまでも園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから、その充実に努めます。

(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

ア 基本的考え方

- ・ 乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、病児保育事業、産後ケア事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。

イ 推進方策

- ・ 各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。
- ・ 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の強化、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。
- ・ 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブが感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。
- ・ 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

- ・ 質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。

ます。

- ・ 教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。
- ・ 地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。
- ・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策

- ・ 幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。
- ・ いわて幼児教育センターによる幼保小の架け橋期のカリキュラムの開発・実施や各種研修会・会議等における好事例の情報共有等を通じ、幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を推進します。
- ・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)

子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。

6 実施者・従事者の確保及び資質向上

(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- ・ 質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。
- ・ 「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、特定教育・保育施設及び放課後児童クラブとのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。
- ・ キャリアアップ研修の実施により保育士の処遇改善を支援し、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。
- ・ 特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。
- ・ 幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、令和 11 年度まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進していきます。
- ・ 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保育教諭・保育士	5,718	5,744	5,724	5,703	5,688
幼稚園教諭	213	213	213	213	213
地域型保育事業従事者	434	434	434	434	434

※ 市町村子ども・子育て支援事業計画における確保方策を踏まえた推計であること。

今後も、市町村の計画値精査に合わせて、修正を行います。

(3) 資質の向上のために講ずる措置

- ・ 特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。

7 専門的な知識・技術を要する支援

(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)

(1) 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。

(2) 社会的養護体制の充実

代替養育を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されよう「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進、被災遺児孤児の家庭への支援等に取り組みます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実に向けて、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。

(5) 障がい児施策の充実等

- ・ 障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センターの設置促進など、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、保育所等訪問支援等の活用など、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。
- ・ 医療的ケア児について、保育所や認定こども園等における受入体制整備や市町村におけるガイドラインの策定にかかる情報提供等を通じて、保育を行う体制の拡充を図られるよう支援します。
- ・ 障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

- (1) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。

(2) 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

この調整の方法は、以下のとおりとします。

ア 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。

イ 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。

9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、特定教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表します。

10 職業生活と家庭生活の両立

(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・ 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。
- ・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・ 保育所等の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。
- ・ 保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。

- ・ 3歳未満の待機児童の解消に向け、保育士の確保や地域の実情に応じた地域型保育事業の活用を支援します。
- ・ 保育士の確保については、処遇改善など動労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。
- ・ 県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。

11 計画期間

(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

12 計画の点検及び評価

(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)

- ・ 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。
- ・ 評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標により実施します。
- ・ 政策推進プランは令和8年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。

○ 「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける指標

1 いわて幸福関連指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R8)
待機児童数（4月1日時点）（人）	12	0

※ いわて幸福関連指標のうち、本計画と特に関連の強い政策項目であるⅡ「家族・子育て」に係る1指標を記載。

○ 具体的推進方策指標

施策の具体的推進項目	指標名	現状値	目標値				いわて県民計画 (2019～2028) 政策推進プラン	
		R3	R6	R7	R8	政策分野	政策 項目	
3 放課後児童対策の推進								
(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (人)	142	60	30	0	II 家族・子育て	6	
(3) 福祉部局と教育委員会の連携	放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を活動している教室の割合 (%)	67.0	80.0	85.0	90.0	II 家族・子育て	7	
4 認定こども園の普及								
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	産後ケア事業実施市町村数(他市町村との連携を含む) (市町村) [累計]	26	33	33	33	II 家族・子育て	6	
	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (人) 【再掲】	142	60	30	0			
6 実施者・従事者の確保及び資質向上								
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保	保育士・保育所支援センターマッチング件数 (件) [累計]	114	228	342	456	II 家族・子育て	6	
7 専門的な知識・技術を要する支援								
(1) 児童虐待防止対策の充実	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数(市町村)	30	32	33	33	II 家族・子育て	6	
(2) 社会的養護体制の充実	里親登録組数(組)	219	237	243	250			
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)	24	28	30	33			
(4) 子どもの貧困対策の推進	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 (%)	96.6	98.4	99.0	99.5			
	学習支援事業に取り組む市町村数(市町村)	24	28	30	33			
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村) 【再掲】	24	28	30	33			
(5) 障がい児施策の充実等	児童発達支援センター設置圏域数(圏域数)	3	4	5	6	II 家族・子育て	6	
	岩手県医療的ケア児支援センターによる支援件数(件数) [累計]	-	240	360	480			
	発達障がい児者地域支援体制整備への助言回数(回数) [累計]	-	18	27	36			
10 職業生活と家庭生活の両立								
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者) [累計]	75	335	425	515	II 家族・子育て	6	
	いわて働き方改革推進運動参加事業者数(事業者) [累計]	680	1,080	1,215	1,350	VI 仕事・収入	31	
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件) [累計] 【再掲】	114	228	342	456	II 家族・子育て	6	
	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (人) 【再掲】	142	60	30	0			

※ 具体的推進方策指標のうち、本計画と特に関連する指標を記載。

- ・ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。

改正の趣旨

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「子子法等改正法」という。）が第213回国会において成立した。
- 子子法等改正法において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等の経営情報を公表することとされた。
- また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定された。
- これらの改正を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）の関係規定を改正するとともに、その所要の規定の整備を行う。

改正案の概要

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
 - 子子法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準（※）を設定する。
2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
 - 児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
 - 子子法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
 - 子子法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。
5. 産後ケアに関する事業の追加
 - 地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
- その他所要の改正
 - その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

※ より丁寧な説明について「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」においてお示しする予定。
・ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項
・ 子子法等改正法による改正のうち令和7年4月1日施行の改正に対応するため、本年9月頃を目途に公布し、令和7年4月1日に施行することとする。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

概要

- 子法等改正法において、経営情報の継続的な見える化が規定された。このため、基本指針において、所要の改正を行う。

改正案

① 経営情報の継続的な見える化について、所要の箇所に規定する

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

2 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項を定めること。

※ 下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

保育所等における継続的な 経営情報の見える化について

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門職会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の施行期日は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
- 経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。
- ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	① 人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	② 職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③ 収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属出情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要はある。
 ※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用。**
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じたグルーピングして集計・分析すること**で、**公平・公正な比較・検証を実施。**
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らかにする。**

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位の公表

- 個別の施設・事業者単位の情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援していく。**
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す。**

① モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

② 人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計標準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修経費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③ 職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

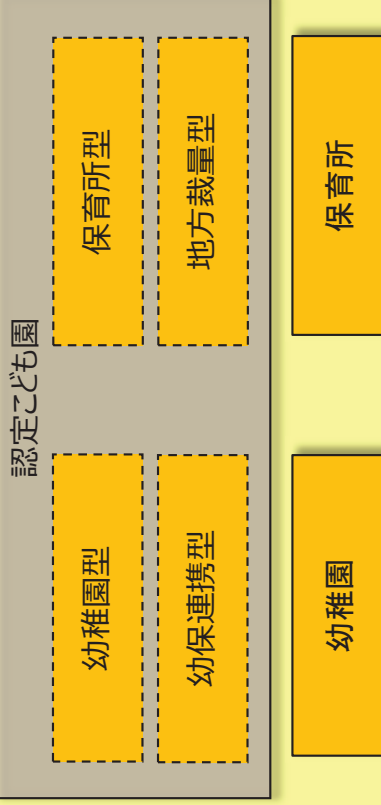
こども家庭庁 対象施設について

- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
- ▶ このほか、施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告を行えるようにする。

見える化の対象となる施設

- ▶ 報告された経営情報等※は、施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグループ핑して集計・分析した結果を公表。
- ▶ あわせて、モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。

施設型給付を受ける施設



地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

見える化の対象とはならない施設

- ▶ 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- ▶ 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

施設等利用給付を受ける施設



※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

施設類型別の報告・公表対象情報について(一覧)

情報項目		認定こども園、保育所、幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない幼稚園
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告	○	○	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金など	報告	○	△※1	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	○	×	×
モデル給与に関する事項	報告	○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	×	×	×
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告	○	×	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	○	×	×
人件費比率に関する事項	報告	○	×	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告	任意	任意	任意
	公表			
	集計・分析結果 個別施設・事業者単位	×	×	×

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。